

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく適合確認について

令和 2 年 1 月

バイオレメディエーション小委員会

平成 30 年 9 月、経済産業大臣及び環境大臣に対し、株式会社竹中工務店及び国立大学法人名古屋工業大学から、両者の浄化事業計画が微生物によるバイオレメディエーション利用指針（平成 17 年経済産業省・環境省告示第 4 号）に適合しているか否かについて確認を求める申請書の提出があった。

同年 12 月 12 日に、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループ及び中央環境審議会土壌農薬部会バイオレメディエーション小委員会が合同会合を開催し審議した結果、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に適合していると判断し、申請者に対し平成 31 年 4 月に通知した。